

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 総務文教分科会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 井上
日 時	令和2年9月17日(木曜日)	開 議	午前10時00分
		閉 議	午後 4時40分
出席委員	◎山本 ○松山 三上 浅田 木村 木曾 石野 (齊藤議長)		
執行機関出席者	田中生涯学習部長、中川人権啓発課長、福田市民力推進課長、小塩文化国際課長、三宅生涯スポーツ課長、藤本人権啓発課副課長、樋口市民力推進課副課長、岩崎生涯スポーツ課副課長、真里谷市民力推進課地球環境子ども村係長、服部文化国際課文化国際係長、岡田文化国際課主幹、石田総務部長、松野総務課長、森川自治防災課長、野々村税務課長、菊井自治防災課主幹、三宅監査委員事務局長、牧野自治防災課副課長、谷口税務課副課長、岩本総務課総務係長、齊藤自治防災課防災・危機管理係長、高木自治防災課消防係長、吉田会計管理室長、野々村財産管理課長、林会計課長、松井財産管理課副課長、加藤財産管理課資産マネジメント係長、石田財産管理課主幹、門下会計課出納係長		
事務局	井上事務局次長		
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可・否	市民 0名	報道関係者 0名
			議員 1名(福井)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:01

3 議案審査

(1) 令和元年度亀岡市一般会計決算認定について(第6号議案所管分)

(生涯学習部 入室)

10:01～

【生涯学習部】

生涯学習部長 あいさつ
各課長 説明

10:54

《質疑》

<三上委員>

予算審査資料には、前年度との比較、前年度の実績なども出してもらっているが、決算審査資料では、コピーアンドペーストで作っているのかどうかは分からないが、出ていないところが多い。具体的には、42ページ、競技力向上経費のところでも口頭で説明された数字は、本年度の予算審査資料にはその数が出ている。40ページの保健体育事務経費は216万円使っているが、主な経費が何も書かれていない。これは予算審査資料では、会計年度任用職員の報酬と

ということが書かれている。恐らく昨年度の決算審査資料を基に作られていると思うが、丁寧に予算審査資料と合わせて、実績などが分かるように書いてほしいと思うので最初に要望しておく。

まず、31ページ、交流会館運営経費、全体の利用件数と利用人数が出ているが、クライミングウォールができて潤ったと言われたが、実際にそれが何人であったのか教えてほしい。当初予算になかったのに補正で出てきて、しかもプロポーザルですったもんだして作ったクライミングウォールである。まだできて間もないが、当初見込みと比べてどうなのか。どの程度利用されているのか。評価も聞きたい。

<市民力推進課長>

利用内訳は、地球環境子ども村の来館者が600人である。宿泊施設、鳥の巣ロッジは1,672人。3階にある教育研究所の来館者が2,653人。会議室など一般に貸し出している場所の利用者が4,076人。目的外使用を許可している砥石館やチョロギ村が1万6,764人。これらを合わせて2万5,765人である。

<三上委員>

その中でクライミングウォールの利用者はどれぐらいか。

<市民力推進課長>

令和元年度は、クライミングウォールを設置しただけで、供用開始はしてない。

<三上委員>

潤ったと言ったのはどういうことか。

<市民力推進課長>

潤ったというのは、いろいろな方に視察いただき、利用人数も増え、交流会館全体が潤った。多方面からの方々の交流も促進できたと思っている。

<木曾委員>

隣保館事業の関係で、詳細に書いていただいているが、特に人権福祉センターに関して、参加者の人数が300人、250人ときっちりした数字になっていることが気になる。なぜ切りのよい数字が出ているのか。もう少し正確な数字があるべきではないか。

<人権啓発課長>

参加人数は、センターからの報告に基づいて集計している。大勢が来られる行事等については、全てを把握できないので、おおよその丸い数字にしている場合があると思う。

<木曾委員>

参加者人数を正確に把握しなければ、事業費が適正かどうかを判断できないと思う。隣保館デイサービス事業で、人権福祉センターでは日常の生活訓練が184万7,979円、参加人数が延べ805人。保津文化センターでは、いきいきサロンが40万7,785円であるが、参加人数は431人で、人権福祉センターの半分以上になっている。事業目的、事業内容、予算内容も含めて、これだけの予算をかけて効果が表れ、参加者も多いという内容にならないと思うがどうか。

<人権啓発課長>

令和元年度の人権福祉センター利用者数805人の内訳は、市が直営で実施している日常生活訓練事業を10回開催して87名で、1回当たりの参加者は1

0人くらいである。委託事業の手芸は、38回開催して318名なので、これも10人までである。会食サービス、カラオケ、健康講座も実施しており、会食サービスは11回で183人、平均人数は16～17人である。カラオケは19回で138人、これも10人までである。健康講座は10回で79人である。1回の平均参加者は、会食サービスが16～17人、それ以外は10人までということで、人数的には決して多いとは言えないが、年度募集で参加者を集めて、事業趣旨に添ってやっていただいている。

<木曾委員>

会食サービスが16人くらいということで、これは前回指摘して、参加者から会費を徴収しないということでやっていただいたが、それについてはきっちり整理ができたのかということが1点。もう1点は、184万7,979円のうち、会食サービスの予算額はいくらか。その2点を説明してほしい。

<人権啓発課長>

以前から指摘いただいている参加料については、業務委託契約の中にある内容を委託先のNPO法人が過去に無料で提供されていたときに、参加者から実費負担の申出があったと聞いている。会食後に団らん、交流などをしてほしいということで、コーヒー、デザート等の独自サービスを、委託内容とは別のサービスとして参加料を集めてやっておられたと聞いている。参加料は公会計の中で処理すべきと指摘いただき、平成30年度決算のときに検討した。

<木曾委員>

参加料として取ったのか取っていないのかを答えてほしい。

<人権啓発課長>

参加料として集めておられたが、令和元年度からは集めておられない。この決算のときからは集めておられない。会食サービスの予算額については、手元に資料がないので、すぐに報告させていただく。

<木曾委員>

決算審査のときに予算の資料がないとは、論外である。この事業が駄目だと言っているのではない。事業の内容、事業費と参加人数に見合った事業が実施されているかを確認したいのに、その内訳が答えられなければ、これ以上質疑ができない。

<生涯学習部長>

申し訳ない。詳細な資料をもって説明をさせていただく。

<三上委員>

33ページから34ページにかけての地域交流促進経費で、細かい資料を別途出している。コロナの影響で事業を中止せざるを得なくなったのは、令和元年ではなく令和2年の早くても2月、3月だと思うが、この資料を見ると、コロナの影響で中止というのが人権福祉センターの人権講座、地域力活用事業、課題対応支援事業の男の居場所づくり事業、ふれあい人権講座、人権問題啓発事業の人権学習会も人権福祉センターである。児童館の方も、天川児童館の職業体験事業がコロナの影響で中止とあるが、ほかのところはない。2月から3月の年度末に、これだけの事業が駆け込みのように計画されていたのか。疑念を抱かざるを得ない。

<山本委員長>

年度計画の実態、例年と合わせてどうなのかということも聞かせてほしい。

<人権啓発課長>

年度末の2月、3月に集中しているが、これは今年度に限ったことではない。毎年同じ時期に、各センターの運営委員会等で協議し決定していただいていると思う。

<木曾委員>

人権福祉センターの令和元年度年間行事予定表を出してほしい。

<人権啓発課長>

今、手元にないが、5階の事務室にあるのですぐに用意させていただく。先ほど手元に資料がなかった隣保館デイサービス事業の令和元年度予算額であるが、お楽しみ会は40万円、会食サービスは70万円、カラオケ教室も70万円。合計180万円である。隣保館デイサービス事業は、基本になる6事業が定められていて、そのうちの3事業以上を実施することが要件になっている。したがって、会食サービス以外のお楽しみ会、手芸教室、カラオケ教室で3事業以上を実施している。

<木曾委員>

人権福祉センターだけが、このように事業2つを1つにしたり、3つを1つにしながら事業を展開している。他の館では、そのようなことはない。なぜそのような形になるのかよく分からない。人権福祉センターには立派な厨房もある。1年に11回、183人ということは、約1カ月に1回、15人から16人ぐらいの人数で使って、あれだけの投資に見合った内容になっているのか。もっと活用方法を考えるべきではないかと思う。普通の厨房だけでなく、大きな冷凍庫と普通の冷蔵庫がある。給食センターでも使えるようなものが設置されている。年間183人で、1回につき16人ぐらいしか使用していないのに、そのためにあれだけの設備を投資したのか。もっと広くいろいろな人に利用してもらって、年間4,000人、5,000人ぐらいの人が使って、2日に1回ぐらいは使われているぐらいの実態にしなければもったいない。国からの大きな予算も取っている。会食サービスが駄目だと言っているのではなく、もっといろいろな事業で使って利用率を上げていくべきだと思うがどうか。

<人権啓発課長>

そのとおり、できるだけ多くの方に使っていただくのが本来の形であろうと思っている。隣保館デイサービス事業委託先が使っておられるのと、地元の人権福祉フェスティバル、文化祭などで活用していただいているが、幅広く使っていただくことが望ましいと考えている。

<木曾委員>

東部文化センターであれば、いろいろなサークルが厨房を使っている。年間稼働率は非常に高い。人権福祉センターのような立派な設備ではないが、それでも活用している。公共施設にいろいろな人が集っていくということが基本的に大事であると思うが、それができないのはなぜか。これから持ってきてくれる館の事業内容を見れば分かると思う。東部文化センターと同列に考えろとは言わないが、近づけていくべきではないか。市の主催する事業、貸館など、いろいろなことをやっているのであれば、有効利用につなげていかなければならない。貸館の問題から言うと、東部文化センターは駐車場も含めて、毎日というほどいつも満杯である。人権福祉センターは、いつ通っても止まっている車は2、3台である。それ見ても利用度が分かる。

<三上委員>

同じような思いは私も持っている。例えば東部文化センター祭りは650人参加しているが、事業費は7万5,130円で済んでいる。幅広く市民が東部文化センターを利用してサークル活動などを行っており、その活動の発表の場としてセンター祭りをされているのでこれだけの経費である。人権福祉センターの人権福祉フェスティバルは、活動発表等と書いてあるが、講師を呼ぶなどいろいろとあったのかもしれないが300人で26万円。金額のことをとやかく言うつもりはないが、やはり文化センターの在り方として、広く多くの市民の皆さんに開かれたセンターにしていこうという目的に変わってずっとやってきている。人権福祉センターのことだけを言うつもりはないので、しっかり精査しなければならないと思うが、やはり利用人数は程々なのにお金はたくさん使っているという傾向がある。1人1回分の経費を単純に割り算すると、保津文化センターでは1,000円になるが、人権福祉センターでは2,300円くらいになる。中身が違うので単純比較はできないが、センターの活動の在り方というところ、また、年度末に事業が集中するようになっている、いわゆる駆け込み需要のようなことになっているのであれば、それも本当に地域に開かれた市民のための事業とは言えないと思うので、改善を求めている。

あと、32ページ、今年予算で反対の理由にさせてもらったことでもあり、事務事業評価の選定にも上げたが皆さんの合意がなかったので、今、言わせていただくが、人権啓発推進経費、各協議会等への助成金支出ということで203万8,000円が上がっている。これは、令和元年度当初予算では281万1,000円であったと思う。この各協議会等と書いてあるのは、下にある3つの協議会を足した額になっていると思うが、それぞれの団体がどのようなことをしておられて、どのような成果があって、どのように助成金を出しているのか。当初予算と比べてかなり減っている理由も教えてほしい。

<人権啓発課長>

203万8,000円については、亀岡市人権啓発推進協議会に125万円、人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会に50万円、園部人権擁護委員協議会に28万8,000円。その3団体の合計である。亀岡市人権啓発推進協議会は、市内の各社会教育団体、事業所、行政機関など、63団体が加盟して組織化されている。規約では、広く人権教育啓発活動を推進し、市民一人一人の人権意識を高めることによって、亀岡市生涯学習都市宣言の基本理念である人権尊重のまちづくりを進めることを目的としている。こちらに125万円を助成している。全体の予算額については、歳入として152万4,164円。そのうち125万円が亀岡市からの助成金で、運営協力金として加盟団体34事業所から、1事業所5,000円、合計17万円の協力金をいただいている。歳出については139万8,027円で、主な支出は、市内の人推協、同推協、全部で7団体があるが、それぞれ啓発活動の助成として1団体10万円、合計70万円を支出している。また、行政部会、教育部会、企業部会の3つの部会に分かれており、教育部会は教育委員会に所管してもらっている。啓発推進員、講師の登録制度があり、地元や団体から研修依頼があった場合は、そこから派遣している。それが28万円。それで講師の謝金を払っている。それ以外に、ヒューマンフェスタ等の一部、吹奏楽の子どものお弁当代などもこの経費で払っている。人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会には、行政機関、運動団

体、教育関係、企業関係、全部で53団体の加盟がある。この組織は、国に対し全ての人権問題を解決するための総合的な施策を講じることを求め、広範な力を結集して市民的な活動としての諸活動を展開するという一方で、人権侵害救済法制定要求等をされている。50万円を助成しているが、ほかの収入はほとんどなく、京都府レベルの団体と連携を取りながら、主に会議、研修会等の参加経費が主なものである。園部人権擁護委員協議会は、園部管内2市1町、亀岡市、南丹市、京丹波町の人権擁護委員で組織されている。28万8,000円を助成しているが、人口割と委員割とがあり、人口割は人口の2倍、8万8,833人に対して2倍の17万7,666円、委員割は人権擁護委員11名分、1人当たり1万円を払っている。

<三上委員>

予算額との差異はどうであったのか。

<人権啓発課長>

それ以外の経費ということで、ここには上げていないが、人権の花運動の経費として24万3,000円、啓発物品等の購入費として27万5,000円、いじめ調査委員会の経費として6万6,000円、ヘイトスピーチの第三者委員会に対して6万2,000円の報償を予算で上げている。その部分が差額分になる。

<三上委員>

執行が減ったということではなく、ここに上がっていないだけということで、予算資料に書いてあることとの違いは分かったが、少しややこしかった。人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会の事務局はどこにあるのか。

<人権啓発課長>

事務局は、人権啓発課で担当している。

<三上委員>

上部団体があれば名称を教えほしい。

<人権啓発課長>

京都府レベルの組織として人権擁護施策推進・要求京都府実行委員会、その上の国レベルでは中央実行委員会というものがある。

<三上委員>

国に対していろいろな要求をしていくということであるが、市が事務局を置いて、予算も全部丸抱えでやっている。毎年ずっとあるが、国や府があるから続けているのか。

<人権啓発課長>

平成14年に法制度が切れた段階で、広く人権問題の解決を求めるために人権擁護施策と名前が変わった。それ以前は、部落解放基本法制定要求という時期があった。そのような長い経過がある組織であり、京都府内の各市町のほとんどが参加されている中で、亀岡市も参画している。

<三上委員>

過去の経緯も承知しているが、特定の団体などの運動ということではなく、今、どれだけ広く人権啓発ということになっているのか。市の税金丸抱えでやっていることについては、もう少し考えないといけないと思っている。

<山本委員長>

資料が届いたので、説明をお願いします。

<人権啓発課長>

毎月開催のものもあれば、年1回行っているものもある。人権講座については3月頃という計画があり、男の居場所づくり、ふれあい人権講座等についても未定ということで、年度末に集中している。

<木曾委員>

年1回しかないものが3月に集中している。めちゃくちゃな計画だ。人権講座は、計画では10月頃を書いてあるが、3月に中止している。ふれあい人権講座の計画は未定となっている。人権啓発事業も未定だ。ただし、実施時期は3月頃と書いてある。このようなでたらめな実施計画を、課長が把握できていないこと自体がおかしい。どのような事業も、日程を決めて、前年度の事業と対比しながらやっているはずだ。3月末に集まってきて、当然、同じような事業内容が重なれば参加人数も減るに決まっている。人権福祉センターの事業計画と実施状況を見たことがなかったのか。

<人権啓発課長>

各センター、児童館ごとに、自治会役員や民生委員、PTA役員、学校の先生等に運営委員会を組織していただいている。それぞれの係員が報告しており、私もそれを見ている。ただ、年度末に集中していることは、今回、コロナの関係でそのようになってしまったということで、しっかりと年間計画を立て、前倒しで事業を行っていただくよう、今後、協議し、指導させていただきたいと思う。

<木曾委員>

当初予算時に、事業実施を目的に議会に説明し、我々は審査して通す。自分が所管するところがどのような事業をしようとしているかを整理もせず、全部認めてきたのか。そうではないはずだ。事業規模に応じて参加人数も厳しく言っている館もあれば、そうでない館もある。だからこのようなことになってしまうのではないか。全て亀岡市の公共施設の中で行っており、職員も配属されている。委託して勝手にやってもらっているわけではないのに、なぜ指摘できないのか。

<生涯学習部長>

この事業計画は、当初予算策定時に計画したものであるが、いつどうするかという実数が入っていないことが計画の薄いところだと思う。後日、運営委員会において日程を決めている状況だと理解しているので、おっしゃるとおり年間計画について、講師を誰にして、経費がいくら必要かということも含めて、精査するよう再度指導させていただく。

<木曾委員>

私も東部文化センターの運営委員をしていたので知っている。年間行事を分かった上で計画し、予算を立て、前年度の人数を下回らないように、できる限り積み上げていけるように計画している。それが普通である。そして予算要望をしている。当たり前の話である。このような、いつ開かれるのかも分からないでたらめな予算を立て、それを計画と言うこと自体が間違いである。人権福祉センターの職員が、事業内容を把握していなかったのではないか。毎年、同じことをしているから、最終的に3月末に集中してくるのではないか。人権福祉センターの成り立ちを考えても、きっちりとやっていかないと駄目である。誰々がやっているからといった個人的な話ではなく、館全体の運営としてどう

あるべきかを考えていかなければうまくいかない。学校の先生などが意見を言われたのかどうかは知らないが、人権福祉センターの所長が仕切って、計画を立て、予算を要望するという事にならない限り無理である。このような内容を令和3年度予算に出してきたら、私は反対する。市民の税金である。ここだけがよいという話ではない。もっと自覚と認識を持って予算を立てていかなければ駄目である。何か問題があってできないのであれば、私に相談してくれればアドバイスをする。できる限り館がうまく運営できるように組み立てていかなければ駄目である。それをするのが課長の仕事である。それが行政の主体性というものだ。ほかの誰かに振り回されているということではないと思うが、そういうことになっているのであれば、感覚が麻痺している。30年前の感覚だと思うので、そこを正していきたい。あの館をよくして、もっと利用してもらって、もっと利用価値のある市の建物としたいと思う。批判ばかりしているのではない。私も積極的に関与する。課長が越えられない壁があるのであれば、私が入って話をするので相談してほしい。決算のときにこのような恥ずかしい書類しか出せない、説明もできないことでは駄目である。決意を言ってほしい。

<人権啓発課長>

委員から一般質問等でも指摘いただいた内容であり、文化センターの主体的な運営に向けて頑張りたいと思うので、御指導、御協力をよろしくお願いします。

<浅田委員>

26ページ、男女共同参画推進経費、女性相談室の相談件数が680件ある。この中で、大きな問題になるような相談はあるか。

<人権啓発課長>

大きな問題というと、やはりDV関係になると思う。相談内容は、暮らしの問題、心の問題、夫婦関係の悩みなどいろいろあるが、その中でDVの相談件数は、令和元年度19件、人数にすると8人の方から相談があった。緊急性がある場合は、警察や京都府家庭支援総合センターにつないでいる。心の精神的な悩みを持っている方も結構おられ、話を聞いてほしいという思いで電話をかけてこられるので、寄り添う形の中で対応していきたいと思っている。

<浅田委員>

まだ、警察に直接相談されたことはないということか。

<人権啓発課長>

令和元年度はなかったと記憶しているが、今年度は東山の家庭支援総合センターにつないだ方がある。また、九州からDV被害者が避難されてきて、市営住宅に一時入居されているケースもある。件数としては多くないが、2、3件重篤なケースもある。

<木村委員>

DVや離婚のことなどいろいろあると思うが、来年度、専門分野によって相談員の増減があるのか。警察に相談する場合は、誰がするのか。組織化が必要になるのか。

<人権啓発課長>

女性の相談室は、一般相談、フェミニストカウンセリング、法律相談などがある。離婚問題等に関する事は、主に法律相談につないでおり、また、フェミニストカウンセリングというのはカウンセリングであるので、本人の思い、気持ちに寄り添いながらの相談になってくる。一般相談は、今年から会計年度任

用職員になるが、令和元年度は嘱託職員2名で、5日間を3日と2日に分けて詰めていただいた。特別な資格は求めているが、1人は以前、他の相談業務に携わっておられた経験の長い方である。生活困窮者については福祉部門につないでおり、DVと児童虐待はセットで起こるケースもあるので、こども未来部と連携を取っていききたいと思う。

<木村委員>

虐待専門、DV専門など、専門の相談員を増やしてもよいと思う。統計を取って、今後どうしていくかという検討を常にしていってほしい。弁護士も、交通事故に強い、刑事事件に強いなど、いろいろな先生がおられる。弁護士だからと言って何でもできるわけではなく、債権に強い人、丸暴対策に強い人などがある。ただ単に相談員を2名置けばよいというわけではないと思う。どのような相談が多いのか、集計ができていれば資料を出してほしい。

<人権啓発課長>

女性のネットワーク会議を年1回開催しており、家庭支援総合センター関係者、警察からも来られるので、各団体で情報共有をさせていただいている。その中で、毎年度、相談件数、相談内容については、当然、統計も取っている。今、手元に資料がないが、暮らしの問題、心の問題、夫婦関係の悩み等が多い。そのような大まかな分類になると思う。DVといった重いものは、数的には少ないと思うが、各団体と連携を取り、情報共有を図りながら進めていきたい。

<木曾委員>

44ページ、地球環境子ども村の関係で、国際広場球技場と野鳥の森は、今も神前財産区から土地を借りているが、坪単価でどれぐらい払っているのか。

<市民力推進課長>

球技場の単価が坪291円、平米当たり88円ぐらいである。野鳥の森の坪単価は56円、平米当たり17円ぐらいになる。

<木曾委員>

利用者の問題もあるので一概には言えないと思うが、神前財産区から借りている部分は、市が所有する部分に見合う割合から言うと、結構、金額的に高い割合を払っているのではないか。料金見直しも含めて、神前財産区と常に折衝していただいているとは思いますが、将来的に見直しする用意があるのか。来年度予算にも関わってくる問題であるので、もう少しこの金額を下げることができるのか教えてほしい。

<市民力推進課長>

料金の見直しについては、また神前財産区と調整していききたいと思う。

<木曾委員>

これから財政的にも厳しい状況になる。交流会館には、いろいろな形でお金をつぎ込んでいるので、それだけ利用価値があるのであれば、全部買い取ってしまう方法もある。将来的な展望を持ってやっていかない限り、延々と地代の支払いを続けるのは問題だと思う。将来的な方向も、令和3年度予算のときには説明していただきたいと思うのでよろしく願います。

<山本委員長>

では要望とさせていただきます。

<三上委員>

30ページ、まちづくり推進経費、以前もこの予算は市民を応援するために充

実するようにと申し上げた経緯がある。予算は600万円であるが、主な経費でかめおか市民活動推進センター管理運営委託料は予算額とほぼ同額、カーボンマイナスプロジェクト研究委託料は、国から2分の1の交付金が入っており、これも予算額どおり執行されている。予算では次期計画策定経費55万1,000円があったが、書いてないだけで執行はされているということか。亀岡市支えあいまちづくり協働支援金は200万円の予算であったが、決算は100万円足らずである。交付件数が6件ということで、実際にこの支援金を受けたいと申請された市民団体やサークルからの申請件数はどれぐらいあったのか。

<市民力推進課長>

亀岡市支えあいまちづくり協働支援金の申請件数は13件であった。事業の審査で、1件が不採択になった。そして、事業は認めたが、実施できずに事業を中断されたものが2件あった。当初の交付申請額は199万9,000円で、審査の中で対象経費の見直しなどがあり、交付予定額は150万円ぐらいであったが、2件中止されたので100万円前後の決算額になった。

<三上委員>

13件の申請があつて、1件が不採択となり、12件のうち2件が中止となった。数が合わないのはなぜか。

<市民力推進課長>

申請件数は、全体で9件であった。申し訳ない。明細は、スタート事業は4件の申請があり、2件の交付になった。ステップアップ事業は3件の申請があり、交付は3件、市民連携事業は2件の申請のうち、交付は1件であったということで、交付件数は6件である。

<三上委員>

以前と比べて申請団体も減ってきている。この間、カーボンマイナスプロジェクトも含めて、大学や企業などいろいろなところとの連携は盛んに行われているが、市民の活動という意味では、この件数だけ見て判断することはできないが、市長も市民力とおっしゃるが、この市民力が弱まってきている気がする。経費削減になってよかったという話ではなく、課としては市民力推進を目指していかなければならないと思うので憂慮している。今回、ウィズコロナの状況の中では貸会場を借りての活動もできなくなり、見通しが持てず、ますます大変になってくると思う。コメントをもらえればと思う。

<市民力推進課長>

亀岡市支えあいまちづくり協働支援金は、10年が経過し、活動に取り組んでいただいている団体については、おおむね受けていただいた。あとは自走をお願いしているので、一定循環したものと思っている。ただ、新しく何かをしたいとか、地元でこのような問題があるから取り組みたいというような相談は、かめおか市民活動推進センターで受けている。組織立ってやりたいということであれば、グループやサークルを作っただけ、それに対して支援金という形で支援していきたいと考えている。あと、今年はやはりコロナの影響で、文化祭などもできない状況である。事業中止となると支援金の交付もできないが、コロナはすぐには収束しないので、地域の方々が自分たちの町を考えるような、イベントに代わる別の様々なメニューを、今後検討していきたいと思っている。

<三上委員>

市民の中には、すごいエネルギーを持っている方や、思いを持っている方もお

られる。何かしたいと思っても、それが組織的にできないとか、形にならないという方もおられる。せっかくかめおか市民活動推進センターというところがあるので、イベントを組んだり、それを応援したり、支援金交付申請を支援するというだけでなく、何かやっていきたいという新しい力をどんどん引き上げる場所であってほしいと思うので、引き続き努力していただきたい。要望しておく。

<松山副委員長>

32ページ、いじめ調査委員会の金額が6万1,480円であるが、設置してどうだったのか。

<人権啓発課長>

人権啓発課で担当しているいじめ調査委員会は、教育委員会にいじめ調査の申出があった場合は、まず一義的には教育委員会で調査を行うが、再調査の依頼があった場合、それを受けるための委員会である。委員は大学の教授等を含めて5名程度の委員会であるが、現在、いろいろな取組の規定を整理している最中であり、年1回、会議を開催する際の委員報酬である。教育委員会による調査に対する再調査の依頼ということになると、新聞沙汰になるような大きな問題になるので、そのような会議を開くような事例は今のところ起こっていないが、万一起こった場合の受皿として市長部局で設けている。

<松山副委員長>

調査委員会の5名の委員を教えてください。

<人権啓発課長>

佛教大学の原教授という方に委員長をしていただいている。委員長職務代理として、龍谷大学の松田教授に副委員長を、また、京都府臨床心理士会所属の臨床心理士の岩井さんという女性の方、京都弁護士会所属の木澤先生、京都ノートルダム女子大学の尾崎教授にお世話になっている。

<松山副委員長>

決算と関係ないかもしれないが、いじめという観点から、コロナに感染された方の家族や、感染者を受け入れている医療機関の従事者の家族、そのお孫さんなど、見えない部分、新聞沙汰にならないこともたくさんある。新聞に載る、大きな問題になるということだけでなく、ここは亀岡市なので、亀岡市で起きていることを的確に状況把握し、数字に出てこない人がどれぐらいいるかの把握も含めて、今後、見ていただきたいと思うし、それが生涯学習先進都市亀岡だと思うがどうか。

<人権啓発課長>

一般質問もしていただいたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う誹謗中傷の問題については、当課に直接的な人権問題の相談が入っているわけではない。答弁内容のとおりであるが、市のホームページ、フェイスブック、ライン等において、感染者の人権尊重についての啓発を行っており、市役所エントランスホールでストップコロナのコーナーを設けて啓発を行っている。また、JR亀岡駅のどかめロード、ガレリアかめおかなどでも啓発を行っている。コロナ差別も含めたいじめが起こらないように、今後も、人権問題に対する啓発を進めていきたいと思っている。

<松山副委員長>

私は亀岡で生まれ育ったわけではなく、都心のよい部分、亀岡のような片田舎

ならではのよい部分もあるということをつかっていた上での話であるが、田舎の亀岡はコミュニティが狭い中で、いじめられた人、いじめられている人が人権啓発課に相談に行ったり、電話で相談すると、どこの誰々だとすぐに広がってしまう。いじめられている人にとっては、そういうことが嫌なわけである。そういったところを加味して、改めていじめをしっかりと捉まえた中で、どうすれば相談しやすいか、どうすればいじめがなくなるかといったところで、受皿を広げることはよいが、広げるだけでなく、もっと相談しやすい、アットホームな空気感を作っていくのも大切ではないかと思う。これはあくまで私の意見であるが、考えてやっていただければと思う。あと、これは決算とは関係ないが、コロナ差別禁止の啓発、コロナだけではないが、どのように啓発されているか聞きたい。

<人権啓発課長>

啓発活動は、街頭啓発を中心に行っている。12月の人権週間、そして通常の場合は8月の京都府の人権月間、平和月間等に併せて、駅前やスーパーマーケット等で街頭啓発を行っている。コロナに関するものとしては、ホームページ、ライン、フェイスブック等での啓発や、キラリ亀岡おしらせに啓発記事を掲載、また、市役所エントランスホールでの啓発コーナーの設置、相談窓口の紹介等も行っている。また、各文化センター、児童館、各自治会には、京都府が作成したストップコロナのポスターを掲示していただいている。JR亀岡駅のどかめロードのモニター、市役所市民課のモニターにも掲載している。また、10月から、市内のバスの広告にもポスターを掲示する予定である。

<松山副委員長>

43ページ、オーストリア空手選手団が来られたが、練習が終わり、御飯も食べずに着物を着て前にも出てもらい、はがきを作っている方のはがきを見てもらい、そのまま帰られた。亀岡市は国際交流都市であるが、本当によいまちだと思ってもらえるのかが心配になった。金額は120万円余りであるが、お金に関係ない価値の問題だと思うがどうであったのか。

<生涯スポーツ課長>

今のお話は、歓迎レセプションでのお話だと思う。歓迎レセプションは、亀岡に来られた翌日に行ったが、今回は事前合宿をメインとして亀岡に来られたということで、選手に負担のない範囲でレセプションを行った。限られた時間の中で、総勢40名弱ぐらいの人数になった。オーストリア訪問団の一般市民の方にも来ていただいたので、何か交流したいということがあったかと思う。全体的な流れは、亀岡運動公園体育館で3日間合宿していただいた。事前合宿で、やはり強い選手と練習したいということで、亀岡市内では荒賀選手しかおられないので、荒賀選手に近い世界ランキングで何番というような選手が何人もいる京都産業大学を荒賀選手に紹介していただき、そこへ行って練習していただいた。合宿練習については、満足していただいたのではないかと思う。その後、時間があまりなかったが、少しは京都観光もしていただき、また、小学校との交流も難しいと思っていたが、蕨田野小学校で6年生と給食を食べていただくこともできた。事前合宿という大きな目的で、オーストリアの空手連盟の事務局長とコーチがスタッフとして4人、選手が5人来てくださったが、皆さんに満足していただいたと思う。本来であれば、今年、オリンピックが開催される予定であったが、オリンピックの直前にはまず亀岡に入って練習したい

とまで言っていたので、本当に満足して帰っていただけたと思っている。

<松山副委員長>

全体に関しては、空手の事前合宿ということで分かるが、私が言いたいのは、ガレリアかめおかのレセプションで、選手が疲れ切った顔をされているのを見た。大丈夫かと声かけたら、御飯も食べられず、かなりハードだと言われたので、ここでお話しさせていただいている。市民も交流したいだろうし、もちろんよいことだと思うし、それがあべきことだと思っている。そのことを言っているのではなく、限られた時間であればその時間の中で、選手の疲労なども配慮したスケジュールを考えるべきではないか。合宿全体を見たわけではないので、何とも言えない部分はあるが、ガレリアかめおかでのレセプションは、ぱっと作って、ぱっと着物着てもらって、ぱっと帰ってもらう、選手にとっての疲労はそういったところから出てくると思うので、今後、選手にとって何が大切なのかという選手ファーストで見ていただきたいと思っている。私も海外の方が来られたら、おもてなしの気持ちでいろいろなことをやってもらいたいのはもちろんあるが、選手にとってどうかを第一に考えていただきたいと思う。今後、国際交流都市として、何がその事業にとって大切なのかということを考えてやってもらいたいと思うがどうか。

<生涯スポーツ課長>

当課としては、ホストタウンの関係で来ていただくことになると思うが、選手の負担にならないような内容で取り組みたいと思う。

<木曾委員>

先ほど副委員長も、32ページのいじめ調査委員会の関係で言われたが、コロナで特に今、誹謗中傷を含めて大変な時期にある。コロナはしばらくの間は収束するようには思わない。収束は来年になるか、再来年になるか分からないので、コロナ感染者、医療従事者、それに関連することで批判されている方々に対するサポートを早急にしていかなければならないと思う。そのためにも、12月補正でもよいので、人権問題に関する相談ができるフリーダイヤル、特設ダイヤルを設けていく必要があるのではないかと。SDGsの17項目の中にも、人権に関わる項目はたくさんある。その視点から見ても、人権は非常に大切な部分なので、全国に向けてSDGsに取り組む姿勢を示す、標榜するなら、従来からの人権問題にコロナ対策も合わせて取り組む必要があるのではないかとと思うがどうか。

<人権啓発課長>

相談窓口については、今後強化していかなければならない問題であると認識している。特に今年度は、コロナ差別が大きな問題になっている。指摘いただいた内容を参考に、検討させていただきたいと思っている。

<木曾委員>

コロナの問題は、誰が加害者になるか、被害者になるか分からない。そうならないためにも、セーフティーネットというところをきっちりとやっていく必要がある。相談窓口を設けて、内容に応じて警察や人権擁護委員に相談する、亀岡市がお世話になっている弁護士に相談するといった対応をして、みんなで人権を守っていかなければならない問題である。中には転居をやむなくされた方もあると聞いており、医療従事者の中には貼り紙をされたり、誹謗中傷されたりということもあると聞いている。そういうことが現実にあるので、見過ご

すことなく、そういう人たちが行政に助けを求めることができるようにすることが大事だと思う。市職員の保育士の方も誹謗中傷されたという話も聞いているので、必要性があると思う。もう一度言う。SDGsにコロナ禍でどのように対処していくのか、これが非常に大切なことだと思うので、対応を取っていただくよう要望しておく。

<人権啓発課長>

おっしゃるとおり、人権問題の対応は各関係者、関係団体等のネットワークも大事である。相談しやすい窓口等も、いろいろと検討しながら取り組んでいきたいと思っている。

(質疑終了)

12:40

(生涯学習部 退室)

(休憩)

12:40~13:40

(再開)

(総務部 入室)

13:40~

【総務部】

総務部長 あいさつ

各課長 説明

14:40

《質疑》

<石野委員>

46 ページ、総務事務経費、訴訟事件着手金等の内容は。

<総務課長>

5件ある。1件目は、平成25年度に亀岡市が公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託した調査測量業務委託契約に、協会が行った調査測量業務に対する委託料の支払いに違法があるとして提起された住民訴訟である。一審が令和元年10月8日に市の全面勝訴ということで判決が言い渡された。そのときの報酬金が14万1,114円。相手方がその判決を不服として、令和元年10月21日付で控訴されたので、二審の着手金が99万円である。2件目は、平成26年6月6日付、亀岡市公告第24号で、土地区画整理法第14条第1項の規定により亀岡市が行った、亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の認可取消しを求めて提起された事件である。一審の判決が令和元年11月19日に市の全面勝訴ということで判決が言い渡された。そのときの報酬金が11万4,406円。相手方が判決を不服として、令和元年12月4日付で控訴された。そのときの着手金が330万円である。二審の判決が令和2年11月19日に言い渡される予定である。

3件目は、平成26年7月11日付、亀岡市公告第168号で、都市計画法第59条第1項の規定により亀岡市が行った、南丹都市計画公園事業の認可取消しを求めて提起された事件である。スタジアム建設地の変更を理由に令和元年7月1日付で原告が訴えを取り下げたため、それは終了した。そのときの報酬

金が220万円で、実費分が4万1,389円である。

4件目は、京都スタジアム事業に関して、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に反するとともに、文化財保護法等に反し、公金支出の違法性があるとして支出の差し止めを求めて提起された住民訴訟である。同趣旨の京都府への訴訟と併合して審議が進められ、一審については、令和元年7月16日に府、市ともに全面勝訴の内容で判決が言い渡された。そのときの報酬が実費分の1万3,397円である。相手方はこれを不服として、令和元年7月30日付で控訴した。京都府の控訴事件と併せて審議されている。そのときの着手金が324万円である。

最後になるが5件目は、西別院町万願寺地内の市有地において、権限なく建物を建てて土地を占有している者に対し、建物の収去と土地の明渡しを求めて市が訴えを提起したものである。第1回口頭弁論に相手方が出廷せず、答弁書、その他の準備書面も提出しなかったため、審議が終了し、令和元年12月25日に判決の言渡しがあった。被告が控訴しなかったため、市の勝訴が令和2年1月9日に確定した。それらの着手金が33万円、報酬が11万円である。

それらを合わせて1,048万306円を、令和元年度に支払いをしている。

<石野委員>

70ページ、非常備消防経費の関係で、各地区の消防団屯所の横に鉄柱が立っているが、経年劣化で腐食してきている。台風などで横の家に倒れてしまえば、賠償しなければならないが、地元ではできない。点検の状況はどうか。

<自治防災課主幹>

随時、消防団に点検等を実施していただき、不備があるもの、もしくは状況的に危ういものは報告いただいて、確認している。補修等が必要なものは補修し、修理が必要なものは修理をしている。

<木曾委員>

弁護士費用の関係で、土地家屋調査士の件は勝訴し、さらに控訴されているということであるが、状況を聞きたい。万願寺の公道の関係は勝訴したということであるが、昨日、10時に強制執行され、無事完了したと聞いている。大変お世話になったと住民も非常に喜んでおられるので報告させていただきたい。土地家屋調査士のお関係をお願いします。

<総務課長>

原告が控訴して、大阪高裁で審議されたが、1回で審議が終わっていて、明日、判決言渡しということであるので、おそらく市勝訴のままで終わると予想している。

<浅田委員>

3点ある。1点目は50ページ、文書管理経費、コピー機等の管理で、今後、電子機器を使うようになれば、この経費は大きく下がるというような単純な考え方でよいか。

<総務課長>

現在、庁舎内には、いわゆる複合機と言われるコピー機を27台置いている。各階に3台、多いところは4台置いているが、今後、デジタル化が進んでペーパーレスが促進されると、コピーそのものの用途がなくなってくると予想される。それがいつになるかは別として、完全デジタル化が実現されれば、コピー機そのものはデジタルで扱えないものだけを使うものとして、数は減ってくる

と考えている。

<浅田委員>

2点目、69ページ、消防団経費の公務災害補償費であるが、対象者は完治されたのか。

<自治防災課主幹>

まだ引き続き災害補償中である。平成10年当時、くも膜下出血ということで、まだ回復されておらず、現状補償が続いている。

<浅田委員>

最後に72ページ、亀岡市洪水ハザードマップであるが、京都府の提示された500年に一度の災害に合わせて作られたハザードマップか。

<自治防災課長>

千年に一度の災害である。

<木曾委員>

2点ある。1点目、72ページ、情報伝達システム保守・運用に関連して、過去の台風のときに日吉ダム情報伝達装置ももちろん稼働したが、日吉ダムも満杯までは持ちこたえてくれた。異常気象が続いている中で、日吉ダムは多目的ダムになっているので、利水という部分で、雨が降る前に全部流してしまうのは難しいということであったが、最近、これを緩和するようなことになってきたと聞いている。日吉ダムの洪水調整もできるようになってくるのか。決算には直接関係ないかもしれないが、説明をお願いします。

<自治防災課長>

事前放流については、この前の委員会で説明させていただいたが、事前放流になれば、雨が降っていないときに放流されることが予想される。今後、この情報伝達装置については、稼働回数が増えてくるかもしれない。今回の工事の中では、市役所の上にも5基のスピーカーを設置している。音声も流せるので、事前に放送を行う訓練をしたいと考えている。

<木曾委員>

緩和されて、伝達しなくてもよいような形になる状況が出てきたと理解しておけばよいのか。

<自治防災課長>

本当に危険なときは、当然伝達させていただく。冬に、雨が降ってないけれどサイレンを鳴らすことがある。それは2月、3月に美山からの雪解け水で日吉ダムが満杯になってきたときに、事前放流ということでサイレンを鳴らしていることもある。安全という意味では、よい機械を入れていただいたので、稼働させたいと思っている。

<木曾委員>

洪水と利水は背中合わせの問題で、反対に保津川遊船の方は心配されている。放流してしまうと、雨が降らないときに、水を放流してほしくてもしてもらえなくなり、川止めになってしまう可能性もあるという心配もあるので、うまく調整をしていただくようお願いする。要望である。

もう1点、74ページ、過年度庁舎災害復旧事業費、平成30年台風第21号の強い風で庁舎の壁がはがれたということがあったが、庁舎はかなり経年劣化しているので、維持管理を総合的に考えていかなければこのような問題が起こってくる。たまたま人災がなかったのがよかったが、下にあった軽自動車に当

たった。1枚だけであったのでよかったが、経年劣化によりいろいろな問題を起こしてくると大変である。全体的な庁舎の見直しは、今後どうなっていくのか。

<総務課長>

庁舎の営繕については、改修のための営繕計画等を立てており、年度ごとに予算を要求して修繕を図っていくことになるが、おっしゃるとおり、かなり老朽化が進んでいるので、直すための経費がかなりかかってくるということもあって、今回の9月補正においてもエアコンを修理させていただいたり、機会を捉えてやっつけていこうとしている状況である。

<木曾委員>

雨が滲みて壁の間に水が入ってしまうと、風ではがれてしまう可能性がある。7階もそうだが、非常階段がひどい状況になっている。雨漏りもしており、反対側の壁も危ないので、このように災害復旧事業ということにならないまでに対策を取っていただきたい。高い建物なので、落ちると大変なことになる。応急処置も含めて対策を取っていただくようお願いしたいと思うがどうか。

<総務部長>

私どもも管理するものとしては心配なので、十分に検討して対応していきたい。

<木村委員>

台風第21号で被災しているが、庁舎は保険がないのか。

<総務課長>

修理自体には市債を1,780万円充当しているが、現在、その損傷に対する修理費用が2,300万円ほどかかっている。その保険金の請求を行っており、まだ下りてきていないが、被害額の半分ぐらいが保険で入ってくる予定である。

<木村委員>

なぜ半分なのか、約款を聞きたい。今回は軽自動車で済んだが、例えば人が歩いていて死亡事故が起こった場合の賠償もついているのか。

<総務課長>

手元に約款を持っていないので、明確な答えができないので申し訳ないが、保険の約款上は50%となっている。後ほど資料でお出しさせていただく。賠償金は、市全体で一括して入っている。

<木村委員>

平成30年台風第21号のときに、強風で瓦などが飛んだ。壁が落ちるかもしれないということが分かっているが直しておらず、落ちてけがをさせれば、これは責任になるが、通常自然災害の場合は補償の対象にはならない。2,300万円の半分しか出ないことについては、また調査しておいてほしい。

もう1点、消防の公務災害の件であるが、平成10年にくも膜下出血によって療養されており、138万8,600円支給されたということであるが、70ページには、消防団員公務災害補償掛金ということで保険が掛けられている。保険会社から歳入があって、ここで払っているのか。

<自治防災課主幹>

これについては、公務災害補償金の保険で対応している。

<木村委員>

その保険でこの138万8,600円が出ているということか。

<自治防災課主幹>

そうである。その受入金138万8,600円を繰り入れている。

<木村委員>

これは年金ではないのか。労災もそうだが、怖いことに一時金は払われない。一時金は、例えば1,000万円までは払ってもらえるが、その間の年金は停止される。奥さんが再婚すればなくなる。子どもは18歳までである。一時金がないので、例えば弁護士を使って補償を求められれば、その一時金を慰謝料など全部考えて5,000万円だと言われれば、それを支払わなければならないことになる。一般質問もしたが、消防団で出動したときに亡くなって、遺族が弁護士を入れて訴訟されれば、それを一時金として支払わなければならない。50歳ぐらいで、扶養家族がいればおそらく7~8,000万円ぐらいになると思う。26歳の女性が亡くなったときは8,000万円であった。仕事をしていなかったが、弁護士が入ればそうであった。そのようなことも想定して対策を考えておくべきである。労災があるといっても、40万円ぐらいの見舞金があるだけで慰謝料もない。休業損害は6割だけで、あとの4割は補償しない。保険の担当者は、そういうことも事前に勉強し、対策を立てておくべきである

<総務部長>

財産管理課と調整をしていきたいと思う。

<三上委員>

54ページ、情報化推進経費、RPA導入開発支援業務委託の関係で、当初予算にはなく、昨年途中で提案を受けて、その後、進んでいったと思う。実証事業をして本格導入となり、このRPA導入開発支援業務委託はプロポーザル方式で令和2年2月4日に契約している。年度末ぎりぎりになって契約しているが、具体的に本格導入して業務をやり始めたのはいつ頃か。業務がいつ頃からどのように変わってきているのか。今年度に入ってからなのかも分からないが、経緯を教えてほしい。

<総務課長>

平成30年度にRPAの実証実験を行い、その結果、効果ありということで、令和元年度9月補正において、特別交付税措置されるということで補正予算をつけていただいた。プロポーザルを実施して事業者を決定したが、決定した内容としては、効率化のためのいわゆるシナリオと呼ばれるものを作るということで、6業務は完成している。6業務の中で、1業務については今年度に効果を測定し結果が出ているが、5業務については現在測定中である。分かりやすい話で言うと、今年度の事業であるが定額給付金のときに、RPAとA I - O C Rという機械を使って、事務としてはかなり効率化、省力化が図れた。定額給付金において効果を測定した内容を申し上げると、3万7,000件近くの申告書が出てきたが、そのうちオンラインで申請があったものが1,655件ほどあって、残りが紙で出てきた。このデータをシステムに入力した後、いわゆる更新処理ということをするのだが、それは本来手入力する処理である。1件ずつ更新していくと、ずっと人手が取られるが、それをRPAで消化させることによって、データ処理時間が50分ほど削減され、紙の申請書のデータ更新時間が約15時間、その間、勝手に機械が作業をやるので、職員はほかのことができるというような効果が出ている。それから、A I - O C Rというものであるが、いわゆる紙の帳票をスキャナで読んで文字認識し、デジタル化する機械である。これまでの文字認識は、認識度が低かったが、そこにA I が導入

されることで、認識度がかなり上がっている。紙で提出された申告書をシステムにデジタル化して入れる方法は、何通りか考えられる。職員がその紙を見て手で打ち込む方法。外部へ入力作業を委託しパンチしてもらってデータを取り込む方法。それから、このAI-OCR等の機械を使ってデジタル化し、その出てきたデータを判別して取り込んでしまう方法。当市はその方法でやった。これは比較になるのだが、例えば近隣自治体でパンチ委託を出してやっているところもある。それを本市に換算すると、約380万円の削減効果が出ている。それから、取り込んだデータはデジタル化されるとともに、紙の帳票自体がPDF化されるので、例えば問合せが今回660件ほど出てきているが、紙でそれを綴じておくと、その人の申告書を探すのに5分ぐらいかかる。それで削減効果を計算すると55時間ほどになる。問合せがあった人を特定すれば、画面にすぐ出てくるので、そういった部分でかなり効率化されたというところである。それから、先ほど申し上げた6業務のうち1業務、効果の測定ができていない部分としては、市民税の申告書というものがあって、その中には所得がゼロだというゼロ申告を、これまでは職員が入力していたが、RPA等で自動化することで、削減時間としては手で入力していたときよりも14時間ほど削減できたという状況である。

<三上委員>

ゼロ申告で14時間削減というのは、全体のゼロ申告の件数によって削減時間が変わってくるわけで、いわゆる一定期間の申告件数の事務作業が削減できたということか。

<総務課長>

このときの計測は、申告書1,000枚ほどに対して、従前の作業でやっていたら1,423分、23.7時間ほどかかるが、RPAを使ってやると600分、10時間ほどで終わったという概算である。

<三上委員>

母数によって変わってくるが、割合的に言うと半分ぐらいになるのか。

<総務課長>

半分弱ぐらいになる。

<三上委員>

半分ぐらいと認識しておけばよいということか。6業務の効率化のシナリオはできているが、検証ができているのは市民税の申告のことで、あとは今年度から検証するということである。補正予算審査のときも、業務時間の短縮によってほかの業務ができる、全体の長時間勤務が短縮される、市民と対面でやるべきところに力を注ぐことができるということが利点として言われていたので、その効果がどの程度表れるかというのは、今後、また業務時間の短縮に加えて、職員が実際の実感として、市民対応の時間が増えたとか、早く帰れるようになったということを検証していく必要があるということか。

<総務課長>

毎年、シナリオが作られると思うので、効果の検証を続けて、また、報告させていただきたいと思う。

<三上委員>

補正予算審査のときに、効果を期待したいと意見を言わせていただいたが、実際に実現するよう引き続き頑張っていたいただきたいと思う。

あと1点、68ページ、災害救助経費、問合せや申請に対して、全部現場を見に行き、対応いただいている。無理だと断るのではなく、全部見に行っていたら、大変苦勞していただいたと思う。国の基準では、屋根が全部飛んで住めないような状態になっていても、一部損壊でしか認定されないというようなことがあり、職員の皆さんは現場を見られて非常に心苦しい思いをされたと思う。これは、市独自で何とかするものではないが、我々も見ていて大変心苦しいと思った。国の基準は、これだけ災害が起きてあまり変わっていないのか。

<自治防災課長>

当時、1,600件ぐらいの調査に職員総出で対応し、結果、京都府の事業に該当しない分289件は市が対応した。屋根瓦が1枚、2枚飛んだものも見に来てと言われて、職員が行って調査をさせていただいた。やはり基準には合わないということで、泣く泣くということもあった。大阪府北部地震については、一部損壊は対象になっていない。一部損壊は、京都府と兵庫県は対象にしているが、大阪府高槻市で多く被害が出て、ほぼ一部損壊であったが、当時の大阪府知事は国に対して一部損壊も災害救助法の対象にしてほしいと要望されていた。京都府は対象になっていたのも、全国でもまちまちである。今回、この独自制度を市として出ささせていただいたが、ここまでのところは手いっぱいである。市民と直接窓口で接する調査班は、相当現場で嫌な思いもしたとは思いますが、府の一部損壊を基準に置いた以上、その基準を超えるようなことまではしていない。

<三上委員>

もちろん独自に基準を置くというわけにはいかない。国が出している基準は、この間、変わっていないという認識でよいのか。

<自治防災課長>

今のところはこの基準である。

<三上委員>

これだけ災害が多発しているのだから、府や国に言っていかなければならないと思った。瓦1枚、2枚でというのはあるが、逆に屋根が飛んで住めないのになぜ一部損壊にしかならないのかという声もあったので、それは亀岡市に文句を言っているわけではなく、やはりしっかり求めていかなければならないと思う。

<自治防災課長>

令和元年度台風第19号では、千葉県で大きな被害が出た。その時点で、準半壊という基準もできている。基準はやはりあるので、その点数を超えるか超えないかが調査の判断になってしまう。職員としては、できれば拾ってあげたいという思いを持って調査している。

<木曾委員>

55ページ、犯罪等対策経費、犯罪被害者支援に係る経費は予算が30万円で、決算は13万円であるが、件数と、詳しい内容、どのような案件であったのかを説明してほしい。

<自治防災課長>

13万円のうち3万円については、京都犯罪被害者支援センターの会費である。10万円については、京アニ放火事件の負傷者がおられて、その方へのお見舞金である。

<松山副委員長>

47ページ、庁舎維持管理経費、警備・宿日直と清掃業務の委託先は、平成29年に指名競争入札を行っているが、なぜ指名競争入札になったのか。一般競争入札はいろいろな業者に入札していただくが、指名競争入札なのでこの業者がよいということで指名されていると思う。この業者がよいということになった理由を教えてください。

<総務課長>

警備に関しては、これまでから指名競争入札をしているが、亀岡市の業者登録簿というものがあり、その中の警備をしていただける事業者の中から選定して指名競争入札を行った。警備も清掃も途切れなくやらなければならないというところがあり、一般競争入札よりは指名競争入札のほうが、市民サービスも含めて途切れなくサービスが継続できるという意味で業務をさせていただいている。

<松山副委員長>

清掃は、いつも各フロアをきれいにさせていただいており、警備の方もぴしっと庁舎の門を守っていただいているが、先日、全国的に殺人予告があった。決算には直接関係ないかもしれないが、庁舎の維持管理というところで、市民や庁舎で働く職員は怖いと思われたのではないかと。市民がフェイスブックで、これどうなるの、怖いと書いておられた。警備員というのは、日常の警備ももちろんあると思うが、何かあったときに最前線で犯人から市民や職員を守るというイメージがある。今の状態で、果たして守ることができるのかということも、改めて見直す必要があるのではないかと。警備業界の方に話を聞くと、高齢化が進み、成り手不足だということ。でも、例えばIT会社で門を守っている方は、セキュリティの問題もあり強固な方である。市役所も同様に、市民の個人情報集まりだと思ふ。年々、サイバーテロも増える中で、今も話題になっているゆうちょ銀行のようなことが出てくると思う。そういった中で、門を守る人も、改めて見直していくべきではないか。今のままで果たして守れるのか。

<総務課長>

先日、メールで爆破予告があった。警察と連携して警備の上、事なきを得たところである。おっしゃるとおり、例えば殺戮者が庁舎に入ってきたときに守れるかどうかという問題については、現状、絶対大丈夫だとはもちろん申し上げることは難しい。警察官がいたとしても、大丈夫かどうかという問題は出てくると思う。もっと治安が悪い状態になって、そういったことが危ぶまれるということになれば、もちろん警備の強化を考えていく必要はあるが、例えば今回についても、明らかに標的型メールという、ビットコインを搾取するために、不特定多数へ送る詐欺ゲームのようなものである。状況としては、全国的に他市町村にも送られていたので、今回のような対応を取らせていただいた。あれが例えばファックスで来るとか、電話があったという話になると、当然庁舎を閉鎖して、警察も呼んだ状態で対応しなければならなかったらと考えている。状況に応じて対応を変えていく必要があると思っている。

<松山副委員長>

今、課長が言われたとおりだと思う。ただ、これはあくまでも可能性の話ではないが、市民が市役所に入って来られるときに、警備の話とはずれるかもしれないが、「おはよう」といった挨拶ができない警備員がいる。雨の日、おばあさんが傘を持ってもたついても、「大丈夫ですか」と言うこともなく、

見ているだけである。それが警備のスタイルなのかもしれないが、そうではないのではないか。警備員は、俊敏に動くべきだと思う。機械警備のセコムに入っているが、セコムでなくても、ホームセキュリティはアルソックもある。アルソックは企業に対しても、会社の門を守る業務もされている。先ほど課長が言われたように登録業者の中から選定するというので、セコムやアルソックという大手が全てではないということは分かるが、そういった方々は、やはり今まで培われた経験があると思う。その上、スタッフも多く、母数を持っていると思う。アルソックやセコムは入っているのか。

<総務課長>

セコムは、登録事業者には入っておられる。

<松山副委員長>

セコムやアルソックは、警備や宿直もされていると思う。そういったところに委託するような形の中で考えていくべきではないかと思うがどうか。

<総務部長>

市内や近隣事業者の育成ということもあるし、大手の事業者任せるという部分もある。契約検査課と十分調整していきたい。

<松山副委員長>

市民や職員の命がかかっている。市内業者の育成ももちろん大切かもしれないが、それ以上に命に重きを置いて、契約検査課とも時には喧々諤々と、市民の命を守るために頑張ってもらいたい。私の要望である。

(質疑終了)

15 : 37

(総務部 退室)

(休憩)

15 : 37 ~ 15 : 50

(再開)

(会計管理室 入室)

15 : 50 ~

【会計管理室】

会計管理室長 あいさつ

各課長 説明

16 : 11

《質疑》

<木村委員>

208ページ、公用車経費、保険の関係で、事故修理が十何件で48万9,000円と言われたが、歳入32万8,063円との差は何か。

<財産管理課長>

事故件数は18件である。経年劣化等で残存価格が7万円という車両もあったので、それを超えて10万円の修理をした場合は、3万円は一般財源からの支出となる。執行額は10万円であるが、歳入としては保険会社の査定額が7万円しかないので、車両査定としての共済金は7万円になっている。

<木村委員>

修理に10万円かかったけれど、相手から7万円しかもらえなかったということか。

<財産管理課長>

当方が被害者側である場合は、全額相手側に対応いただくが、ここに計上しているものは、いずれもこちらの自損事故、あるいは当方が加害者側になった場合の案件である。

<木村委員>

過失割合で出なかった分ということか。

<財産管理課長>

相手方が確実に悪い場合については、市側は一切執行しないし、修理等も相手の保険等で執行していただくので、歳入歳出ともにゼロである。一方、自損事故で10万円修理費がかかった場合で、該当車両が10年以上たっていて残存価値が7万円しかないという場合は、10万円を支出して修理するが、共済からは7万円しか入ってこないの、そういったものが積み重なってこの差額が生じている。

<木村委員>

7万円の全損であったが、市は修理して乗りたいから、3万円足して修理したということが分かった。それと、一般質問で、対物保険は500万円しか入っていないので、1,000万円にすればどうなるか試算してほしいと言ったが、試算したのか。

<財産管理課長>

6月議会で木村議員から指摘いただき、500万円を1,000万円にする場合、あるいは無制限にする場合を試算した。そうすると、今の金額にプラス13万円で1,000万円に、二十数万円でもう少し上限額も緩和できるということが分かったので、次年度以降の予算計上の際には、財政当局と協議したいと考えている。

<木村委員>

補償は無制限にしておくほうがよいと思う。それと、事故件数が18件もあるので、どのような事故かというデータはあると思うが、それとともに、今日も事故報告を受けたが、トラックがセンターラインをオーバーしてきた軽自動車をよけて固定物に当たっている。ドライブレコーダーがついていれば、警察が押収して調べれば、すぐに相手が悪いということが分かる。ドライブレコーダーはついているのか。

<財産管理課長>

平成30年度に全ての公用車にドライブレコーダーを配備したところである。

<木村委員>

同じ人が事故を起こすケースが多い。始末書を書けば済むということではない。民間であれば減給だが、そういうわけにもいかないの、もう車に乗せないとかしないと、公費で修理してもらって、自分のおなかは痛くないということになる。できるだけ事故がないように、よろしく願います。

(質疑終了)

16 : 18

(2) 令和元年度亀岡市曾我部山林事業特別会計決算認定について

(第12号議案)

財産管理課長 説明

《質疑》

なし

(質疑終了)

16:21

(3) 令和元年度各財産区特別会計決算認定について (第16号議案～第45号議案)

財産管理課長 説明

16:30

《質疑》

＜木曾委員＞

平成30年台風第21号で山が非常に荒れたが、ほとんど手つかずの状態だと思う。一部は京都府やそれぞれの財産区で手を入れて、倒木を伐採しているが、財産区の森林も非常に荒廃している。今後、災害に結びつくようなことがあってはいけないが、方向性はどのように考えているのか。

＜財産管理課長＞

当課は財産区全体の所管ということではあるが、これについては森林政策そのものに関わってくる。森林保全、あるいは災害のない状態を保つということが必要になると思う。現在、国が森林環境税等を交付し、どのように管理、維持していくかという手法を順次示されているので、地元財産区等に情報提供し、管理していただきたいと思っている。

＜木曾委員＞

恐らく確認できていないところまで、広範囲にわたって荒れていると思う。それをどうするかというところで、財産区に計画を出すように言うことも必要になってくると思う。どこまで管理できるのか分からないが、その辺をちゃんとやっていかない限り、自治振興にお金は使うけれども、そういうことにはお金を使わないということでは本末転倒になるので、整理しておかなければならないと思うがどうか。

＜財産管理課長＞

おっしゃるとおりだと思う。しかし、やはり地元財産区の方々、地縁団体の方々の合意形成が必要になってくるので、自覚していただいて、それに伴う負担が必要であれば、賦課金等も十分理解いただいた上で、繰出金等の執行が必要だというように理解を求めていきたい。

＜木曾委員＞

合併したときに、山を保全するために財産区特別会計を設置したと認識している。それが、自治振興の関係だということで基金を取り崩してきた。当初の取決めがどうだったのかを再確認してやっていかないと、保全がなかなかできないと思う。亀岡市は、7割ほどが森林である。林業振興の関係もあるので、産業観光部との連携、森林組合との整合性、京都府の林業振興など、いろいろな

ことと合わせて、財産区特別会計で預かっている財産に関しては、しっかりと守っていかなければならないと思う。そういう取組を早急に行っていないと、本当に大きな災害が起こるのではないかと心配しているがどうか。

<財産管理課長>

森林の保全については、地元でなかなか維持管理ができていないのが実情であろうと思う。また、地方自治法上、財産区は、その財産の管理、処分はできるが、維持管理に係る経費は全て基金からの繰入れ、もしくは賦課等によって執行するというので、普通地方公共団体からの執行をしないのが前提である。これは、財産区の各委員にお渡ししている手引にも明記している。地域によっては、基金が先細りしているということで、今後、幾らかの賦課金の徴収等も含めて考えないといけないというような協議を始めていただいているところもあると聞いている。

<木曾委員>

急傾斜地の麓に住宅がある場合、災害を未然に防止するためには、財産区が本来は守っていかなければならないが、それができない状況が出てきたとき、災害が起こったときに誰が責任を取るのか。管理しているのはどこかと言えば、お金も含めて市が管理しているので、しっかりやっていかなければならないと思う。市全体の問題として、真剣に考えていただくようお願いしたい。自然災害が増え、特に豪雨による災害が多発しているだけに非常に怖い。大きな地震で地盤が緩み、そこに大雨が降ると、大きな災害が起こるというパターンは北海道でも経験しているので、そういうことも考えて、しっかり管理していかなければならないと思うがどうか。

<会計管理室長>

おっしゃるとおりである。農林振興の所管としっかり連携を取り、今後の森林管理について、しっかりとした形で取組を進めていきたい。

<木曾委員>

森林保全は、SDGsの17項目の1つでもある。SDGsを推奨するのであれば、環境保全、森林保全、そして景観保全も合わせた中で、真剣に取り組んでいかないと、SDGsは第5次総合計画にも入ってくるように言っておられるので、会計管理室としても、財産区を管理している以上、全体の中でどうするかということを考えていただければ嬉しいと思うのでよろしく願います。
(質疑終了)

16:40

(会計管理室 退室)

<山本委員長>

それでは、本日の審査はこれまでとする。
明日は午前10時から再開する。

16:40